

仕 様 書

1. 業 務 名 習志野市新清掃工場検討に係るPFI等導入可能性調査業務委託
2. 業務対象エリア 習志野市クリーンセンター敷地及び市外最終処分場 等
3. 依 頼 課 名 クリーンセンタークリーン推進課
4. 契 約 期 間 契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日（3ヶ年継続事業）
5. 支 払 条 件 完了払とする。但し、請負の完成前の令和 4 年度末、令和 5 年度末は出来高に応じて、部分払いを各年度1回行う。
6. 業務目的・内容 平成 14 年度から稼働している現清掃工場は、令和 13 年度をもって稼働停止を予定していることから、当該敷地内に新清掃工場を建設し、令和 14 年度からの稼働を予定している。この新清掃工場の建設が平成 28 年 6 月施行の「習志野市PFI導入指針」に該当する事業であり、本市のPFI導入の基本的姿勢としては、市民サービスの向上及び財政効果が期待できる事業については、積極的に、機動的に、効率的にPFIを導入することとしている。
本業務は、建設手法や運営手法に民間活力導入の可能性について調査業務を行うもので、今後、事業方式を決定していくための検証を行う。
7. 実 施 方 法 別紙「特記事項」参照
8. 業 務 体 制 人員配置 等
 - ① 受託者は、業務の実施にあたっては、次のとおり、「主任技術者」・「照査技術者」・「担当技術者」を選任する。
 - ② 高度な技術を要する廃棄物処理施設に関連する業務においては、以下のとおり、相応の経験を有する技術者を配置しなければならない。
 - ③ 業務の実施にあたっては、本市の指示のものと的確な支援を行うとともに、状況に応じて主体的に技術提案すること。
 - 技術者は、「技術士法」に定める技術士または技術士補でなければならない。ただし、主任技術者及び照査技術者は、技術士法に定める、技術士かつ衛生工学部門の資格保有者でなければならない。

- 平成 25 年度以降に完了した業務で、日量 2,000kwh 程度の発電設備を有する廃棄物処理施設の PFI 方式または DBO 方式の導入を元請けとして履行した実績があり、かつ、事業者選定や廃棄物処理方式選定のアドバイザーの実績を有する者であること。
- 担当技術者には、廃棄物処理施設に関連する業務の 10 年以上の経験を有し、発電設備を有する廃棄物処理施設の PFI 等導入可能性調査の実績を求める。
- 各技術者は、自社の社員（本業務の公告日現在より、3 ヶ月以上の雇用関係にあるものに限る）であること。

9. 成 果 品

受託者は、本業務の実施にあたって次の成果品を提出するものとし、成果品の字体は、「UD デジタル教科書体 NK-R」を使用する。提出する成果物の種類・内容・納期等の詳細については、本市と協議のうえ、決定すること。

なお、受託者はそれぞれの成果品について、納入前に委託者の審査を受けなければならない。

その結果、訂正を指示されたものは、速やかに対応すること。

また、業務等によって生ずる成果品、資料等の所有権及び著作権は全て本市に帰属し、受託者が成果品及び資料等を公表することは一切これを認めない。

(1) 予備検討結果報告書

(2) PFI 等導入可能性調査報告書

① 中間報告

- A4 版／10 部
- 電子媒体原稿 (Word 版・Excel 版・PDF 版)
※ 図表データは、電子媒体原稿 (Excel 版) を提出
- その他必要図書等 (根拠資料等)

② 最終報告

- A4 版／10 部
- 電子媒体原稿 (Word 版・Excel 版・PDF 版)
※ 図表データは、電子媒体原稿 (Excel 版) を提出
- その他必要図書等 (根拠資料等)

(3) PFI 等導入検討に関するアドバイザー業務報告書

- ※ 打合せ議事録、関係各署等の協議録、検討会議の議事録、PFI 導入検討調書など

(4) 上記の編集可能なデータ

10. 提出書類 受託者は業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出する。
なお、承認された事項を変更しようとするときは、都度、本市の承認を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 各技術者の資格証明書の写し
- (4) 主任技術者、照査技術者の経歴書(書式は任意とする)
- (5) 各技術者と受託者が直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し(健康保険被保険者証等)
- (6) 打ち合わせ議事録一式
- (7) 業務完了報告書
- (8) 請求書
- (9) その他市長が指定する書類

11. 関係法令 受託者は業務の実施にあたり、本仕様書の他、関係する法令、条例、規則、通知等を遵守しなければならない。

12. その他

- (1) 受託者は中立性を厳守し、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は関係する官公署、第三者との協議を必要とするとき、また、協議を求められた場合、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅滞なく本市に報告する。
- (3) 受託者は専門的な知識を必要とするものについては、十分な経験を有する技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行する。また、主任技術者を定め業務全般にわたり技術的に管理する。
- (4) 受託者は本業務の遂行上その工程に変更が生じた場合、ただちに変更工程表を提出し、本市の承認を受けなければならない。
- (5) 本業務の遂行上、必要になる資料の収集・調査・検討等は、原則として受託者が行う。また、本市が所有する資料を貸与する場合については、貸与を受けた資料のリストを作成の上で、本市に提出し、業務完了とともに本市へ返却する。
- (6) 受託者は、打合せ及び協議において、資料は必要部数を用意する。また、都度、その内容に対する議事録を作成し、打合せ及び協議後 10 日以内に本市に提出しなければならない。
- (7) 受託者は業務完了前に成果品の審査を受けなければならない。その時点で受託者の帰すべき理由により訂正が必要な箇所が指摘された場合は、速やかに訂正の上で、補足等の措置を行い、これに要した費用は受託者の負担とする。
- (8) 本業務は、本市の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入もれ、不備または、誤りが発見された場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。
- (9) 本仕様書記載事項および、本仕様書に明示されていない内容において疑義が生じた場合は、受託者と本市が協議の上で、その解釈を定める。受託者は本市の意図を充分に理解し、自己解釈することなく業務を遂行しなければならない。

- (10) 受託者は業務期間中において本市が指示した場合、又は、受託者が必要な場合は、適宜打合せ等を行うなど連絡調整を徹底し、責任をもって円滑に業務を遂行する。
- (11) 仕様の変更もしくは契約の期間に変更が生じた場合、担当課と協議する。
- (12) 受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

特記事項

【業務の内容】

1. ごみの収集から最終処分までの各工程・処理施設等の基本的条件の整理

- ごみの収集、運搬、選別、焼却(溶融)、再資源化、最終処分等の各工程について、設備の運営を含めて整理する。

2. 想定施設の概要等

- 敷地面積
約 3.6 ヘクタール
- 対象施設
エネルギー回収型廃棄物処理施設 (約 200トン/日)
- 実施設計、建設工事の期間
令和 9 年度～令和 13 年度
- 運営想定期間
令和 14 年度～令和 33 年度 (20 年間)
※ 別途、延命化対策を行い、30 年間稼働させる場合も検討
- 現施設・設備の状況
以下のとおり
※ 別途、リサイクルプラザ(再生棟)・業務棟もあり

①焼却(溶融)処理 施設	施設名	芝園清掃工場
	所在地	芝園 3 丁目 2 番 1 号
	処理方式	ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉
	処理能力 ^{※1}	219t/日 (73t/日 × 3 炉)

※1 平成 18(2006)年 5 月 25 日に処理能力を軽微変更

②粗大ごみ・資源物・ 不燃ごみ処理施設	施設名	リサイクルプラザ(前処理施設)
	所在地	芝園 3 丁目 2 番 2 号
	処理方式	破碎及び選別(手選別を含む。)
	処理能力 ^{※2}	49.65t/5h (粗大 15.65t/5h + 不燃 19.05t/5h + ペットボトル 4.85t/5h + ビン・缶 10.1t/5h)

※2 平成 21(2009)年 8 月 10 日に処理能力を軽微変更

3. 予備検討

(1) 適正の簡易確認

PFIの導入検討に当たり、新清掃工場の建設・運営(以下、「本事業」という。)の適性の簡易確認を行う。

(2) 定量的効果の簡易確認(簡易なVFMの評価)

本事業がPFIの導入により、効率的かつ効果的に実施できることが基準となり、VFMの有無を評価することが基本になる。

そこで、一定の前提条件の下で、以下のコストを算出し、比較による定量的なVFMの簡易評価を行う。

- i. 単純化したモデルに基づくPSC(従来型公共事業コスト)
- ii. PFI LCC(PFI事業のライフサイクルコスト)

(3) 定性的効果の確認

本事業が定性的な効果が期待できるかについても確認する。

(4) 予備検討結果報告書の作成

これまでの定量及び定性的効果の検討結果を予備検討結果報告書としてまとめる。

4. PFI等導入可能性調査

(1) PFI等導入可能性調査業務

① 法規的課題の整理

本事業の実施にあたり、現行法規における課題がないか整理する。

② 支援措置等の検討

公的補助、税制上の支援、土地の貸与形態、金融上の支援措置等、民間事業者の参入意欲を高めるとともに、事業の採算性向上の措置等について検討する。

(2) PFIの事業範囲、事業方式等の検討

① 事業スキームの概略の検討

検討にあたっては、事業範囲、事業期間を設定するとともに、官民の役割分担の観点を踏まえるものとする。

② 条件の概要書の作成

事業スキームについて、民間事業者への参入意欲の調査に必要な条件の概要書(施設概要、事業範囲、事業規模等)を作成する。

③ 市場調査の実施

本事業への参入が考えられる民間企業等にヒアリングを実施し、その結果を取りまとめる。

i. 調査方法

アンケート調査等

ii. 調査対象

本事業を実施できると見込まれる民間企業5社以上を対象に実施する。

iii. 調査項目

- ・ 本事業への参加意欲
- ・ 希望する事業範囲、事業形態、事業期間等
- ・ 本事業におけるコスト削減策の有無と金額、サービス向上のための提案
- ・ 本事業で想定されるリスクの抽出
- ・ 本市への要望事項、意見等

④ VFMの算出

民間事業者の参入意欲の調査結果をもとに経済性の検証を行う。

具体的には、以下に示す通りとし、必要により追加する。

i. 総事業費の算出

従来型公共事業で実施した場合の事業費(PSC)とPFI事業で実施した場合の事業費(PFI LCC)を算出する。

ii. VFMの評価

「i」の結果を踏まえ、PFI導入で得られるVFMによる財政支出の削減効果を算出する。なお、PFIを導入した場合のリスクがある場合、これを必ず加味すること。

iii. 事業が成立する可能性のシミュレーション

本業務の検討結果から有効だと思われる手法について、感応度分析等を用いて事業成立の可能性を検証する。

具体的には、事業化に際して影響を及ぼすと考えられる項目を抽出し、それらを操作的に変動させることで事業成立の分岐点を検証する。

iv. 事業手法の総合評価

これまでの検討結果を総合的に評価し、本事業において有効であると思われる事業手法を提案する。

イ) 事業性評価

基礎調査、参入意向調査、経済性の評価の各結果を総合的に判断し、本事業における事業手法について、評価、本市にとって最良な手法を提案する。

ロ) 事業実施における事業スケジュールと課題

イ)で提案した事業手法を用いて事業化した場合の事業スケジュールを提案する。

ハ) 発注方式の検討

イ)で提案した事業手法を用いて、事業化する場合の発注方式を提案する。

⑤ PFI等導入可能性調査結果報告書の作成

全ての検討結果等を報告書として取りまとめる。

(3) その他支援業務

① 習志野市公共施設等総合管理計画推進及びPFI検討会議への支援

本事業のPFI等導入可能性調査結果を、本市の職員で構成された検討会議に諮るため、受託者は以下の対応を行う。

- i. 会議資料の作成
- ii. 会議への出席及び議事進行補助、質疑への支援
- iii. 議事録(全文・概要版)の作成
- iv. その他必要な支援
- v. 実施概要

実施回数に変更がある時には本市と協議する。

- 委員構成 本市職員
- 開催回数 3回程度
- 会議時間 各回の予定時間による

② 習志野市環境審議会への支援

本事業のPFI等導入可能性調査結果を報告する。

- i. 会議資料の作成
- ii. 会議への出席及び議事進行補助、質疑への支援
- iii. 議事録(全文・概要版)の作成
- iv. その他必要な支援
- v. 実施概要

実施回数に変更がある時には本市と協議する。

- 委員構成 市議会議員・学識経験者・その他市長が必要と認めた者
- 開催回数 3回程度
- 会議時間 各回の予定時間による

③ 資産管理課等との協議対応

予備検討の結果をとりまとめた予備検討結果報告書などを資産管理課と協議する必要があるため、受託者は以下の対応を行うものとする。

- i. 協議資料の作成
- ii. 協議への出席及び議事進行補助、質疑への対応補助
- iii. 議事録(概要)の作成
- iv. その他必要な支援

-以上-